

2019年度版

# 信用保証のごあんない

中小企業・小規模事業者のみなさまへ



©光プロダクション

信用保証で秋田県の中小企業を応援します



秋田県信用保証協会

<https://www.cgc-akita.or.jp>



## 信用保証協会について

信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づいて設立された**公的保証機関**です。中小企業・小規模事業者の方々が金融機関から事業資金を借入れする際に**公的な保証人**となることで資金調達の円滑化を図ると共に、様々な経営支援を通じ、地域の中小企業・小規模事業者の**健全で力強い発展を応援**することを目的としています。

## 信用保証の利用メリット

### ●金融機関からの**融資がスムーズ**に受けられます。

これから創業される方や金融機関との取引が初めての方でも信用保証を利用して融資が受けられます。また、当協会が公的な保証人となることで借入しやすくなるとともに、金融機関のプロパー融資との併用により借入枠も拡大されます。

### ●原則として、**法人代表者以外の連帯保証人は不要**です。

連帯保証人のいない方でも融資を受けられます。

### 経営者の連帯保証人参加を不要とする取り扱いについて

次の要件に合致する場合は、会社代表者の方の連帯保証を不要として対応します。

種類	要件の概要
金融機関連携型	お取引金融機関から、代表者の連帯保証を不要とするプロパー借入が有り、一定の財務要件に合致する方
財務型	自己資本比率や純資産倍率など、一定の財務要件に合致する方
担保型	不動産担保により十分な保全をご提供いただく場合

### ●**低利固定金利や長期**の融資が受けられます。

県や市町村のバックアップにより、借入利率や保証料、借入期間の優遇された保証制度をご利用いただけます。

### ●**目的に応じた豊富な保証制度**がそろっています。

当協会では、県や市町村の保証制度の他にも、独自の保証制度を準備して、事業を行う皆様の多様な資金ニーズにお応えしています。

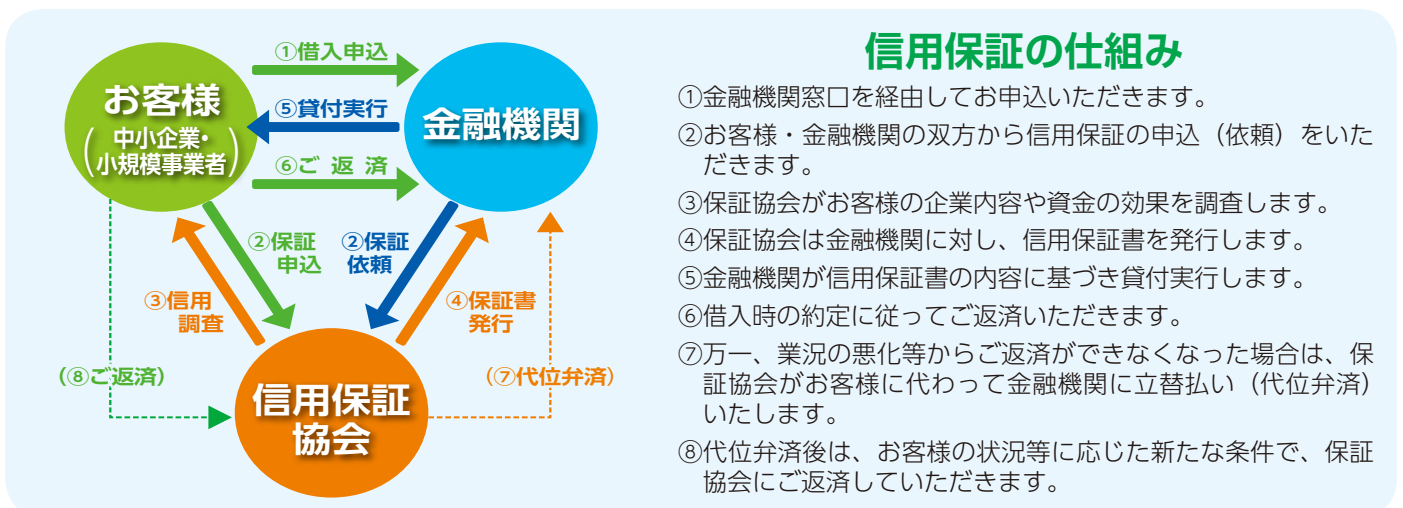
### ●**不動産担保を有効活用**できます。

当協会に担保を差入れていただいた場合、いずれの金融機関からの借入にも利用できます。また、担保設定時の登録免許税は通常よりも軽減（4/1000→1.5/1000）されています。

### ●**専門家からのアドバイスが無料**※で受けられます。

販路開拓や経営改善支援など、専門家から無料でアドバイスを受けることができます。

※派遣可能回数を超えた分の費用は、お客様の負担となる場合があります。





# 秋田県信用保証協会のご利用について

保証をご利用いただける方は、下記の項目に該当する方となります。

## 所在地、営業実績

原則として秋田県内に事業所（店舗・事務所・工場等）があって、現在適法に事業を営んでいる方。  
なお、創業を予定している方、創業間もない方もご利用いただける制度があります。

## 企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、下表に該当している方

業種	資本金	従業員数
製造業等（建設業、運送業等含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業		
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	-	300人以下

ただし、NPO法人の場合は、下記の項目に該当する方となります。

業種	従業員数
製造業等（建設業、運送業等を含む）	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業	50人以下

## 業種

ほとんど全ての業種を保証の対象としていますが、農林漁業、金融・保険業、風俗営業などの業種では一部を除いて保証の対象となりません。

## 許認可

許認可を必要とする業種を営んでいる場合、許認可を取得済みの方。

## 保証限度額

個人・法人 2億8,000万円（組合 4億8,000万円）

※この他、国の施策に基づく特別保証制度については別枠があります。

## 保証期間

運転資金は概ね10年以内、設備資金は概ね15年以内

## 資金使途

事業に必要な運転資金、設備資金

※住宅建築資金などの事業外資金、当面利用予定の無い不動産取得資金など投機的な資金は対象となりません。

## 連帯保証人

原則として、個人は不要、法人は代表者のみ（一定の条件下で、法人の代表者も不要）

## 担保

不動産取得資金を除き原則として8,000万円までは無担保での取扱が可能です。

※ただしお客様の事業規模、決算状況等により無担保での取扱可能額は異なります。

## 保証審査

保証審査は決算内容のみではなく、次のような項目を踏まえて総合的に行っています。

- 経営実態、金融機関取引状況、所有不動産状況、担保設定状況
- 支援企業の有無、金融機関の支援姿勢
- 技術力、商品開発力、公的機関の認定
- 今後の成長性、経営計画

赤字・債務超過となっている方でも、今後の見通しや再建のための事業計画の策定等により、企業維持が可能と見込まれればご利用いただけます。

## 保証をご利用いただくために解決すべき課題

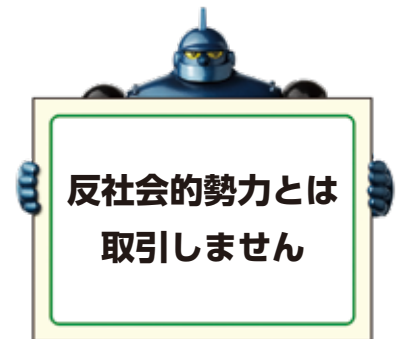
次のいずれかに該当する方は、原則として課題を解決していただくことが、保証取扱いの前提となります。解決方法についてもお気軽にご相談ください。

- 社会保険料、税金を滞納している
- 前回の保証条件が不履行となっている
- 信用保証料が未納となっている
- 現在保証を受けている債務が延滞中である（連帯保証人を含む）
- 融通手形を利用している
- 高利借入を利用している
- 社外へ資金が流出している
- 設備資金の場合、自己資金が不足している
- 当協会または他県の信用保証協会に代位弁済を受けた債務の連帯保証人となっている

## 保証をご利用いただけない方

次のいずれかに該当する方は、保証をご利用いただくことができません。

- 許認可等を必要とする業種を営み、その許認可を受けていない方（創業者等を除く）
- 銀行取引停止処分（第1回不渡発生後6ヶ月以内の方を含む）または電子記録債権機関の取引不能・停止処分を受けている方
- 当協会または他の信用保証協会に代位弁済を受け、支払いの終わっていない方
- 競売、差押、破産等の法的手続き中の方
- 反社会的勢力等が介在していると認められる場合



## 責任共有制度について

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任分担をはかり、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった支援を行うことを目的としています。（※金融機関は代位弁済額の20%程度を負担）

なお、ほとんどの保証が責任共有制度の対象となりますが、**創業者や小規模事業者**を対象とした責任共有対象外の保証制度もあります。

## 信用保証料について

信用保証協会のご利用に当たっては、信用保証料をご負担いただきます。信用保証料は、お借入金額に、お客様の財務内容等により決定した保証料率を乗じて計算します。

### 保証料率表（基準となる料率）

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (下段は特殊料率)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外保証料率 (下段は特殊料率)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

※特殊料率は、当座貸越やカードローン等、限度額を定めて一定期間繰り返しご利用いただく場合に適用します。

### 信用保証料の計算方法

一括返済の場合 信用保証料 = 借入金額 × 保証料率 × 保証期間

分割返済の場合 信用保証料 = 借入金額 × 保証料率 × 保証期間 × 分割返済係数

### 分割返済係数表（均等分割返済の場合）

返済回数	2回～6回	7回～12回	13回～24回	25回以上
分割返済係数	0.70	0.65	0.60	0.55

#### 【定性要因に基づく保証料割引】

- ① 有担保割引 土地・建物などの物的担保をご提供いただいた場合は、当該担保の評価額に応じ、0.1%の割引を行います。
- ② 会計処理割引 会社法に定める『会計参与』を設置している会社については0.1%の割引を行います。

## 信用保証協会団体信用生命保険制度について

経営者の方のご家族や、事業の承継を予定されている方の安心のため、団体信用生命保険（保証協会団信）にご加入いただけます。（加入にあたっては所定の特約料をご負担いただきます。）ご加入手続きは簡単ですので、ぜひご利用下さい。

なお、**団信加入と信用保証の諾否は全く関係ありません。**

制度のしくみ	個別の保証付融資に関し、全国信用保証協会連合会（以下「連合会」）と生命保険会社の間で、中小企業等を被保険者とする団体信用生命保険契約を結びます。 保証協会団信付の保証債務が完済する前に被保険者が死亡・高度障害となった場合、連合会が生命保険会社から受け取る保険金で、取扱金融機関に対する債務を弁済します。
加入資格	加入申込日現在、満20歳以上満71歳未満の方で次に該当する方 ・個人事業主 ・中小企業・小規模事業者等に該当する法人の代表者で、かつ保証付融資の連帯保証人となる方 ※組合、医療法人等は加入の対象となりません。
融資形式	融資金額100万円以上で期間1年以上の分割返済 ※ご加入いただける保険金額は、1被保険者1億円が限度です。

# 主な保証制度一覧（協会制度、国・秋田県制度）

制度名		略称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%) ※①	保証料率 (企業負担、%)	
保証協会の特別保証制度	継続型短期融資保証	継続短期	(保証限度額) 100万円以上 5,000千円以下	1年 (5回まで更新可能)	1.50以内	1.80以内	
	経営相談付長期設備資金保証	順風満帆	(保証限度額) 2,000万円以上 2億8千円以下	20年	金融機関所定	1.80以内	
	当座貸越(貸付専用型)根保証	当貸	(保証限度額) 2億8千円	2年 (更新可)		1.62以内	
	事業者カードローン 当座貸越根保証	カード	(保証限度額) 2,000万円				
	小規模事業者カードローン 当座貸越根保証	カードmini	(保証限度額) 一般枠：300万円 創業者枠：100万円				
	経営承継関連保証	経営承継	(保証限度額) 2億8千円	運転 10年 設備 15年		1.90以内	
	特定経営承継関連保証	特定経営承継	(保証限度額) 2億8千円				
	経営承継準備関連保証	経営承継準備	(保証限度額) 2億8千円				
	特定経営承継準備関連保証	特定経営承継準備	(保証限度額) 2億8千円	1年 (更新可)		0.68以内	
	流動資産担保融資保証	流動資産	(保証限度額) 2億円				
中小企業振興資金	一般資金	振興固定	1億円	運転 7年 設備 10年		2.15	1.55以内 (※②)
		振興変動		運転 10年 設備 15年	1.90 (※⑥)		
		働き方改革 支援枠 固定		運転 7年 設備 10年	1.95		
		働き方改革 支援枠 変動		運転 10年 設備 15年	1.70		
	小規模事業振興資金	マル小 ICT導入支援枠	(県小口と合算で) 2,000万円	運転 7年 設備 10年	2.15 1.75	0.45以内 (※③)	
	流動資産融資保証	県 A B L	1億円	1年 (更新可)	1.80	0.68以内	
	中小企業災害復旧資金	災害復旧	1,000万円	10年	1.55	0	
	秋田県の特別保証制度	経営安定資金	受注減	8,000万円	10年	1.75	1.55以内 (※②)
			連倒				1.55以内 (※③)
			経営力強化枠	2億円	運転 5年 設備 7年	1.75	1.40以内
			借換枠	2億8千円	10年	1.60	1.55以内
			特別改善枠	8,000万円 5,000万円	12年	2.15	1.55以内 (※②)
	事業革新資金	新事業事業革新	1億円	10年	1.50	0.60以内	
その他	再生可能エネルギー設備資金	エネルギー設備	2億円	15年	1.50	1.07以内	
	再生可能エネルギー 導入支援資金	エネルギー支援	2億8千円			1.55以内 (※④)	
	中小企業連携支援資金	グループ連携	5,000万円	10年	1.50	0.60以内	
	秋田県事業承継資金	県事業承継	1億円 (※⑦)	10年	1.50 (後継者育成塾受講者、所定の機関から支援を受けている方は1.30%)	0.60以内 (※⑤)	
	中小企業アグリサポート資金	県アグリ	2,500万円	10年	1.75	0.60以内	
	秋田県小口零細企業保証	県小口	(小規模と合算で) 2,000万円	運転 7年 設備 10年	1.95	0.50以内	
責任共有制度の対象外資金	秋田県創業支援資金	県創業関連 県創業等関連	3,500万円 (※⑧)	10年	1.50 (創業塾受講者、県内移住後3年以内の方は1.30%)	0.60以内	
		女性・若者支援枠	2,500万円 (※⑧)			1.30	0
	秋田県再建企業特別融資資金	県再起	2,000万円 (※⑨)	10年	金融機関所定	0.70以内	
県事業再生	1億円	1年	金融機関所定	1.2以内			

※① 責任共有制度対象の秋田県制度にセーフティネット保証の1号～4号および6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。(県ABL、借換枠、エネルギー設備)  
 ※② セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号～4号および6号認定の場合0.50%、5号・7号認定の場合0.45%となります。 ※③ セーフティネット5号・7号認定を併用する  
 利の変更に伴い変動します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。 ※④ 創業塾受講者、県内移住後3年以内の方は1.30% ※⑤ 事業承継に伴い、事業活動に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方は2%



当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。  
連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

平成31年4月1日 現在

担 保	取扱金融機関	備 考
必要に応じ	約定書締結金融機関	経常運転資金の一部について短期資金を一定期間(概ね5年間)継続してご利用いただくことにより、ご利用期間内の安定した資金繰りを確保していただけます。
必要に応じ		設備投資や事業拡大を行う場合に、低利・長期の資金調達を可能にするとともに、各分野の専門家を無償で派遣しサポートを行います。
保証金額5千万円までは原則不要	秋田銀行、北都銀行、秋田信金、羽後信金、秋田県信組(当貸を除く)、みずほ銀行、青森銀行、みちのく銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行(カード、カードmini除く)、東北銀行、七十七銀行、きらやか銀行、北日本銀行、商工中金(カード、カードmini除く)、かづの農協(当貸のみ)	予め当座貸越枠を設定することで、事業資金を反復継続的に安定して調達できます。
原則不要		金融機関のATMやファームバンキングを使ってタイムリーに資金調達できます。
原則不要		従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方のタイムリーな資金調度を支援します。
必要に応じ	約定書締結金融機関	事業承継に伴い、会社または個人である中小企業者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(会社による自社株式等取得資金など)
必要に応じ		事業承継に伴い、新たな代表者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(前代表者が所有する株式等取得資金など)
必要に応じ		他の中小企業者が事業承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(M&Aによる株式等取得資金など)
必要に応じ		事業を営んでいない個人が経営承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(代表権を持たない役員、従業員、親族内外、第三者による株式等取得資金など)
在庫または売掛債権のみ		在庫や取引先に対して有する売掛債権を担保として活用し、事業資金を調達できます。
必要に応じ		借入から返済まで借入利率が一定となります。
必要に応じ		借入期間中、金融情勢に応じ借入利率が変動します。
必要に応じ		経済産業省認定の「健康経営優良法人」、厚生労働省認定の「ユースエール」、「えるぼし」、「くるみん」、「プラチナくるみん」のいずれかを取得している企業が対象となります。
必要に応じ		従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方が対象です。経営の向上、改善、問題解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。
必要に応じ		在庫、売掛債権を担保として活用し、低利で事業資金を調達できます。
在庫または売掛債権のみ	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱東京UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 荘内銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫	災害によって事務所等が罹災した企業が対象となります。(市町村の罹災証明書が必要です)
原則不要		この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次の通りです。 ①直近3か月間、直近6か月間、今後3か月間の何れかの期間における売上高等が、前年同期比で5%以上減少した、または減少する見込みにあること。 ②直近決算において赤字を計上
必要に応じ		倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有す企業が対象です。
必要に応じ		支援機関のサポートを受けながら経営力強化に取り組みされる場合に、保証料率の引き下げを行い支援します。
必要に応じ		既存の緊急経済対策枠及び23年地震資金の集約を行い、資金繰りの円滑化を支援します。 中小企業再生支援協議会の支援を受け事業再生に取組む企業が対象です。 商工調停士から事業再生計画についての指導を受け、商工会等の推薦を受けた企業が対象です。
必要に応じ	この制度は商工会等の認定等を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次のとおりです。 ①中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の行政庁承認を受けた企業 ②県のあきた企業応援ファンド事業、あきた農商工応援ファンド事業及び企業競争力支援事業の事業計画の認定を受けた方 ③事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする方 ④新市場(海外を含む)進出による事業展開を図ろうとする方	
必要に応じ	発電事業を行う方が太陽光、風力、水力、地熱発電設備を設置するのに要する資金を支援します。	
必要に応じ	発電事業を行う方の必要資金を支援します。	
必要に応じ	異なる二者以上の中小企業が連携して商品開発等を行う場合に対象となります。	
必要に応じ	次の何れかの方が対象です。 ①破産、民事再生、会社更生、特別清算の開始や金融機関の取引停止処分となった企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ②事業の一部又は全部を取りやめる企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ③事業承継により従業員等が代表となった法人(新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く。) ④事業承継により事業活動の継続に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方	
原則不要	農林水産業に進出している方、及びその計画を有する方が対象です。(農業法人など、農業のみを行っている方および個人の方を除く)	
原則不要	従業員20名(商業・サービス業は5名)以下の小規模企業者で新しい借入申込金額を含んだ保証協会の利用残高が2,000万円以内となる方が対象です。	
不要	これから事業を開始する方及び事業を開始した日以後5年を経過していない方、分社化を行う方が対象です。	
不要	上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。	
不要	過去に経営状況の悪化により事業を廃業した経験があり、その廃業の日から5年以内に新たに創業する方が対象です。	
必要に応じ	法的な再建手続により事業再生に取組む方が対象です。	

、エネルギー支援、グループ連携、県アグリを除く) ※② セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号～4号および6号認定の場合0.88%、5号・7号認定の場合0.76%となります。場合の保証料率は、0.76%となります。 ※⑤ セーフティネット1号～4号および6号認定を併用する場合の保証料率は、0.70%となります。 ※⑥ お借入後の料率は各金融機関の基準金  
意円 ※⑧ 2,000万円を超えるお申込みについては2口のお借り入れとなります。 ※⑨ 創業支援資金をお使いの方は別途限度額の定めがございます。詳しくはお問い合わせください。

# 主な保証制度一覧 (市町村制度)

平成 31 年 4 月 1 日現在

## ① 一般資金 (原則として、責任共有制度の対象となります)

市町村名	略称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市	運転・設備	3,000万円	10年	1.75
男鹿市	マル男		1,500万円		
湯上市	マルK		2,000万円		
五城目町	マル五		1,000万円		
八郎潟町	マル八		1,000万円		
井川町	マル井		1,000万円		
大潟村	マル潟	1,000万円			
大館市	マル大	運転・設備	2,000万円	7年 10年	1.75
鹿角市	マル鹿	運転・設備	2,000万円	10年	
北秋田市	マル北		1,000万円		
小坂町	マル坂		1,000万円		
上小阿仁村	マル上	1,000万円			
能代市	マル能	運転・設備	1,500万円	10年	1.75
八峰町	マル樺		1,000万円		
三種町	マル三		2,000万円		
藤里町	マル藤		1,000万円		
由利本荘市	マル荘	運転・設備	1,000万円	7年	1.95
にかほ市	マルに		2,000万円	10年	
大仙市	マル仙	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
仙北市	マルセ		2,000万円		
美郷町	マル美		1,500万円		
横手市	マル横	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
湯沢市	マルゆ		2,000万円		
羽後町	マル羽		2,000万円	15年	所定
東成瀬村	マル東	運転・設備	1,000万円 2,000万円	10年	1.75

## ② 小規模事業者向けの資金

- これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- 従業員数 20 名以下 (商業・サービス業の場合は 5 名以下) で、既存の保証付借入残高と新しい借入金額との合計が、2,000 万円以内となる小規模企業者の方が対象となります。

市町村名	略称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市小	運転・設備	2,000万円	10年	1.55
男鹿市	マル男小		1,500万円		
湯上市	マルK小		1,250万円		
五城目町	マル五小		1,000万円		
八郎潟町	マル八小		1,000万円		
井川町	マル井小		1,000万円		
大潟村	マル潟小	1,000万円			
大館市	マル大小	運転・設備	1,250万円	7年	1.55
鹿角市	マル鹿小		2,000万円	10年	
能代市	マル能小	運転・設備	1,500万円	10年	1.55
八峰町	マル樺小		1,000万円		
三種町	マル三小		2,000万円		
藤里町	マル藤小		1,000万円		
由利本荘市	マル荘小	運転・設備	1,000万円	7年	1.75
にかほ市	マルに小		2,000万円	10年	
大仙市	マル仙小	運転・設備	1,250万円	10年	1.55
仙北市	マルセ小		1,250万円		
美郷町	マル美小		1,250万円		
横手市	マル横小	運転・設備	1,250万円	10年	1.55
湯沢市	マルゆ小		2,000万円		
東成瀬村	マル東小	運転・設備	1,000万円 2,000万円	10年	

## ③ 創業者向けの資金

- これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- 不動産取得に係る資金は対象外となります。(秋田市を除く)

市町村名	略称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市創業	運転・設備	2,000万円	10年	1.55 (1.75)
秋田市	マル無		500万円		
男鹿市	マル男創業		1,000万円		
五城目町	マル五創業		1,000万円		
八郎潟町	マル八創業		1,000万円		
井川町	マル井創業		1,000万円		
鹿角市	マル鹿創業	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
小坂町	マル坂創業		1,000万円		
八峰町	マル樺創業	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
三種町	マル三創業		2,000万円		
藤里町	マル藤創業		1,000万円		
にかほ市	マルに創業	運転・設備	1,000万円	10年	1.75
大仙市	マル仙創業	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
仙北市	マルセ創業		1,000万円		
美郷町	マル美創業		1,000万円		
横手市	マル横創業	運転・設備	1,000万円	10年	1.55

- 各市町村の特別保証制度は、市町村税を完納している方が対象となります。
- 担保は必要に応じて提供いただくこともございます。(各小口制度および創業制度は原則無担保となっております。)
- 保証料は各市町村で全額または一部を補給しております。
- 各制度は併用することもできますが、利用限度額は各制度合算で一般資金の限度額となる等、市町村ごとに一定の制限がございますので、詳しくは協会各窓口までご照会下さい。



## 目的別保証制度

中小企業・小規模事業者の皆様のニーズにお応えできるよう各種の保証制度を用意しています。目的に合わせてご利用ください。

### 創業者向けの資金

これから創業する方、創業されて間もない方を応援します。

#### 秋田県創業支援資金

借入限度額	3,500万円	女性・若者支援枠 2,500万円
保証期間	10年（据置期間3年以内を含む）	
借入利率	1.50%（創業塾受講者、県内移住後3年以内の方は1.30%）	1.30%
保証料率	0.60%以内	0%
資金用途	運転資金・設備資金（不動産取得・金融債務返済資金を除く）	

### 専門家のサポートを受けながら経営改善に取り組みたい

国の認定を受けた専門家のサポートを受けながら、事業革新計画や経営改善計画に取り組みられる場合に、保証料率の引き下げを行い支援します。

#### 秋田県経営安定資金 経営力強化枠

借入限度額	2億円	
保証期間	運転資金：5年（据置期間1年以内を含む） 設備資金：7年（据置期間1年以内を含む）	
借入利率	1.75%	
保証料率	0.45%～1.40%（原則、申込時の信用力より1区分低い料率を適用）	
資金用途	運転資金・設備資金	

### 専門家のサポートを受けながら設備投資や事業拡大を行いたい

設備投資や事業拡大を行う場合に、低利・長期の資金調達を可能にするとともに、当協会に所属する専門家あるいは外部の専門家を派遣しサポートを行います。（本制度の専門家については最終ページ「専門家派遣について」をご覧ください。）

#### 経営相談付長期設備資金「順風満帆」

借入限度額	2,000万円以上2億8,000万円以内	
保証期間	20年（据置期間1年以内※を含む）※特に認めた場合は2年以内	
借入利率	金融機関所定（通常の金利より低い料率を適用）	
保証料率	1.80%以内（申込時の信用力より0.1%低い料率を適用）	
資金用途	運転資金・設備資金（本制度以外の金融債務返済資金を除く）	

## 再生可能エネルギー発電事業に進出したい

風力、水力、地熱、バイオマス、太陽光などの再生可能エネルギー発電事業に進出される方の資金調達を支援します。

### 秋田県再生可能エネルギー設備資金

借入限度額	2億円
保証期間	15年（据置期間3年以内を含む）
借入利率	1.50%
保証料率	1.07%以内
資金用途	発電事業に係る設備設置資金

### 秋田県再生可能エネルギー導入支援資金

借入限度額	2億8,000万円
保証期間	15年（据置期間3年以内を含む）
借入利率	1.50%
保証料率	0.45%～1.55%
資金用途	運転資金・設備資金（用地取得・金融債務返済資金を除く）

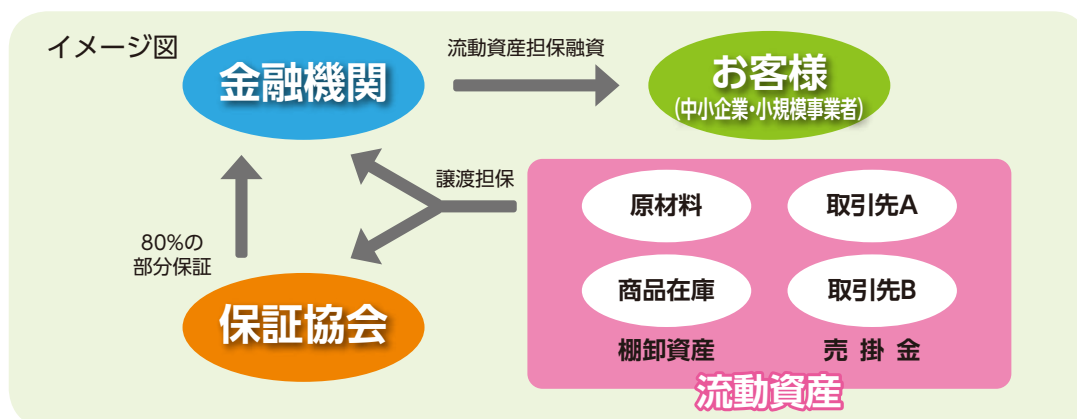
## 売掛債権や在庫を担保として借入したい

中小企業・小規模事業者の皆様が保有する流動資産（売掛債権、棚卸資産）を担保として活用し、不動産担保によらない資金調達をサポートします。

### 秋田県流動資産担保融資保証（県 ABL 保証）

借入限度額	1億円
保証期間	根保証：1年（更新可） 個別保証：1年以内（売掛債権を担保とする場合のみ）
借入利率	1.80%
保証料率	0.68%以内
資金用途	事業資金

※この制度は80%の部分保証となり、20%は金融機関のプロパー貸出と同等の扱いとなります。



## 小規模事業者向けの資金

小規模事業者〔従業員20名（商業・サービス業は5名）以下〕の資金調達を支援します。

### 秋田県小規模事業振興資金（マル小）、秋田県小口零細企業保証（県小口）

借入限度額	(合算で) 2,000万円	
保証期間	運転資金：7年（据置期間1年以内を含む） 設備資金：10年（据置期間2年以内を含む）	
借入利率	(マル小) 2.15%（セーフティネット1号～4号・6号に該当の場合は1.95%）	(県小口) 1.95%
保証料率	(マル小) 0.45%（セーフティネット1号～4号・6号に該当の場合は0.50%）	(県小口) 0.50%以内
資金使途	運転資金・設備資金	

小規模事業者のうち、経営革新等支援機関の指導を受け、ICTの導入や利活用のための資金調達を支援します。

### 秋田県小規模事業振興資金 ICT 支援枠

借入限度額	(マル小、県小口と合算で) 2,000万円
保証期間	運転資金：7年（据置期間1年以内を含む） 設備資金：10年（据置期間2年以内を含む）
借入利率	1.75%
保証料率	0.45%以内
資金使途	運転資金・設備資金

事業資金をタイムリーにご利用いただけるカードローンにより、小規模事業者の経営の安定と、健全な発展を応援します。

### 小規模企業者カードローン（カード mini）

借入限度額	<b>一般枠</b> 300万円 ※以下の要件に該当することが必要となります。 ・平均月商の3ヶ月以内 ・本件を含む保証残高が3,000万円以内	<b>創業者枠</b> 100万円 ※本件を含む保証残高が3,000万円以内であることが必要です。
	保証期間	2年（更新可）
借入利率	金融機関所定利率	
保証料率	0.39%～1.62%	
資金使途	事業資金・運転資金・設備資金	



## 専門家派遣について

秋田県信用保証協会では、中小企業・小規模事業者の皆様の**強みを伸ばす**ため、**課題の解決**のために専門家派遣を実施しています。**無料**でご利用いただけますので、ぜひご活用ください。

例えば、  
こんな時に

- もっと販路を開拓したい
- 他の企業と協力して、より特色ある事業展開をしたい
- 新しいメニューを開発したい
- 経営改善計画を策定したい
- 店舗のディスプレイやパッケージデザインを工夫して、売上アップにつなげたい

### ご利用いただける方

専門家による診断助言が必要であると認められ、現に当協会をご利用されている方、またはこれから当協会をご利用いただける見込みの方。**これから創業を予定している方もご利用いただけます。**

### 専門家の分野

経営全般の他、マーケティング、生産管理、IT化、法務・労務など様々な分野の専門家があり、ニーズに応じてきめ細かな対応が可能です。

【専門家派遣に関するお問い合わせ】 経営支援課 TEL 018 (863) 9015

## 創業支援について

創業を計画している方や創業後間もない方を対象に、当協会創業支援チームが、創業前から事業が安定するまで一貫した支援を行います。

女性の方の創業に関するご相談は、女性創業支援チームポラリスがお受けします。

### 企業訪問・フォローアップ

対象となる方を訪問し、経営課題の解決等に向けたアドバイスを行います。  
創業者の方は、創業支援担当職員が対応いたします。

### 起業家交流会の開催

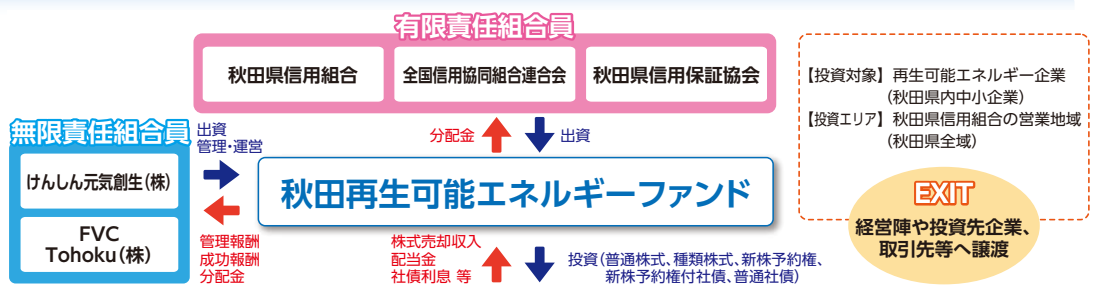
起業・創業に必要な情報提供を行うほか、起業家同士の交流会の場を設けることで、不安感の解消や人脈の形成を図ります。

### 支援メニューの提供

創業に関する保証制度、関係機関の補助金や相談窓口などの情報をご提供します。

## 「秋田再生可能エネルギーファンド」のご案内

当協会では、自然豊かな秋田県の強みを活かして再生可能エネルギー関連事業に取り組む県内中小企業者・小規模事業者の皆様への応援を一層強化すると共に、地方創生に貢献することを目的として「秋田再生可能エネルギーファンド」に出資しています。



## 秋田県信用保証協会

<https://www.cgc-akita.or.jp>

本 所 〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号 (秋田県商工会館内)

総務企画部	TEL 018 (863) 9011	FAX 018 (863) 9188
経営支援部	TEL 018 (863) 9015	FAX 018 (863) 9188
秋田東営業室	TEL 018 (863) 9016	FAX 018 (863) 9010
秋田西営業室	TEL 018 (863) 9018	FAX 018 (863) 9010
大館支所	〒017-0897 大館市宇三の丸90番地	TEL 0186 (49) 2281 FAX 0186 (49) 2280
能代支所	〒016-0817 能代市上町 6番28号	TEL 0185 (54) 2377 FAX 0185 (55) 2264
本荘支所	〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4	TEL 0184 (22) 5330 FAX 0184 (22) 5332
大曲支所	〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号	TEL 0187 (63) 1811 FAX 0187 (63) 1812
横手湯沢支所	〒013-0046 横手市神明町2番27号	TEL 0182 (32) 2361 FAX 0182 (32) 2363